

外国人のお客さまへ

- ◎ 振り込め詐欺などの犯罪に巻き込まれないように気をつけてください。
- ◎ 困ったことがあったら、会社や学校に相談してください。

以下のことは、違法・犯罪です。禁止です！

日本に在留できなくなったり、
日本に来られなくなったりします。

銀行口座の売買

- ・ 預金口座（通帳・キャッシュカード）を他の人にあげたり、売ったりすること。
- ・ 他人に渡すために、預金口座を作ること。自分で使わない口座を作ること。

お金の引出し役

- ・ ATMで他の人のキャッシュカードでお金を引き出すこと。
- ・ 自分の銀行口座に振込まれた違法なお金（詐欺のお金）を引出し、別の口座（犯人の口座）にお金を送ること。

商品の受取り役

- ・ 他の人になりすまして、商品を受け取り、指示された場所に商品を送ること。

以上のようなことは「犯罪」であり、「違法だとは知らなかった」という言い訳は通用しません。「簡単にお金が手に入る」という甘い誘いには絶対に乗らないでください。

在留期間があるお客さまへのお願い

- (1) 日本語が分からない方は、口座をつくるとき、外国にお金を送るときには、会社や学校の人といっしょに銀行に来てください。必要な資料等の提出をお願いします。また、手続きにお時間を要することがあります。なお、お取引には審査があります。審査の結果、ご希望に添えないことがあります。
- (2) 国に帰るときには、銀行口座を解約してください。
- (3) 在留期間や在留資格が変わったときは、銀行に新しい在留カードを見せてください。（見せてもらえないと、普通預金規定に基づき、振込が入らなくなる、出金ができなくなるなど、お取引ができなくなることがあります。）
- (4) 住所が変わったり、仕事（勤務先）や学校（留学先）をやめたりしたときは、銀行に連絡してください。（常陽銀行のお店がないところに引っ越すときは、銀行口座の解約をお願いします）
- (5) 銀行は、マネーローンダリングやテロ資金供与に使われないために、国際社会の呼び掛けや法律の趣旨にしたがう必要があります。そのため、口座をつくるとき、また口座をつくったあとも、お客さまの情報を確認しています。確認できないときは、口座が使えなくなることがあります。